

商工共済ニュース

発行日：令和8年1月20日（通巻558号） 発行者：独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部

1
2026

令和八年 年頭のごあいさつ

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
旧年中は、当機構の活動に格別のご理解とご協力を賜り、
心より御礼申し上げます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 理事長

宮川 正



前年の振り返り

2025年は、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、金融市場では明るい動きが見られた一方で、中小企業にとっては厳しい一年でした。物価上昇や資材コストの高騰、労働力不足に加え、米国をはじめとする主要国による関税政策が見直されるなど先行きの不透明感が高まりました。

しかし、こうした状況下でも、多くの中小企業が知恵と工夫を凝らし、逆風をチャンスに変え、事業を拡大されました。デジタル化への取り組みや新市場への挑戦など、未来を見据えた行動が各地で芽吹いています。こうした努力は、日本経済を支える中小企業の皆様の底力を示すものであり、心から敬意を表します。

現状認識

現在の中小企業を取り巻く課題は多岐にわたります。少子高齢化を背景とした人材不足や課題の多い事業承継、物価高や円安への備えと賃上げの実現、さらにGX・SDGs・ウェルビーイングといった社会課題への対応も求められています。

しかし、何より重要なのは、日本において長らく続いたデフレ経済が終焉し、インフレの流れが鮮明になりつつあるという現実を認識することだと思います。

インフレ時代に求められる「攻めの経営」

低価格競争やコスト削減偏重型の経営は、企業の成長力を削ぎ、持続的な発展を阻んできました。今、中小企業に求められるのは、従来の「デフレ型経営」からの決別です。これから時代は、賃上げによる人材確保を起点に付加価値を高める戦略的投資を行い、収益拡大を目指す「攻めの経営」への転換が不可欠です。

即ち、生産性向上と収益拡大のため、未来への投資を加速させる。未来への投資とは、従来型の設備投資だけでなく

く、賃上げや人材育成といった人への投資が重要です。賃上げを実現し、働く人が誇りを持てる職場をつくること。人への投資はコストではなく、企業成長の源泉です。人材が定着し、意欲が高まり、それによって生まれる創意工夫が付加価値と利益を創出する。価格競争から脱却し、付加価値創出型ビジネスモデルへの転換を図ることで、新たな投資と更なる成長に繋げていく。

この一連の流れこそが、インフレ時代に求められる「攻めの経営」のストーリーです。インフレ下では、攻めに転じる企業だけが、持続的な成長を実現できます。そして、この挑戦への決断を下せるのは、経営者自身なのです。

中小機構の支援

私たち中小機構は、中小企業の皆様の「攻めの経営」を後押しします。

例えば、海外展開を含む販路開拓支援や、多様な課題解決に一緒にあたる伴走支援。中小企業大学校を始めとした人材育成支援や、補助金を通じた金融支援。その他、新たな成長の担い手を応援するスタートアップ支援や、事業承継支援に加え、「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」といった将来の安心に備える共済など幅広く支援事業を展開しています。

また、商工会・商工会議所や金融機関、自治体などの他の支援機関とも、支援機関サポートを通じて連携し、企業の挑戦と地域経済の活性化を支えます。

結びの言葉

私たち中小機構は、中小企業の皆様の未来への挑戦を力強く支える存在であり続けます。中小企業の挑戦を全力で支え、中小企業の皆様の活力に満ちた持続的成長を共に築いてまいります。皆様の果敢な挑戦を心から期待しています。

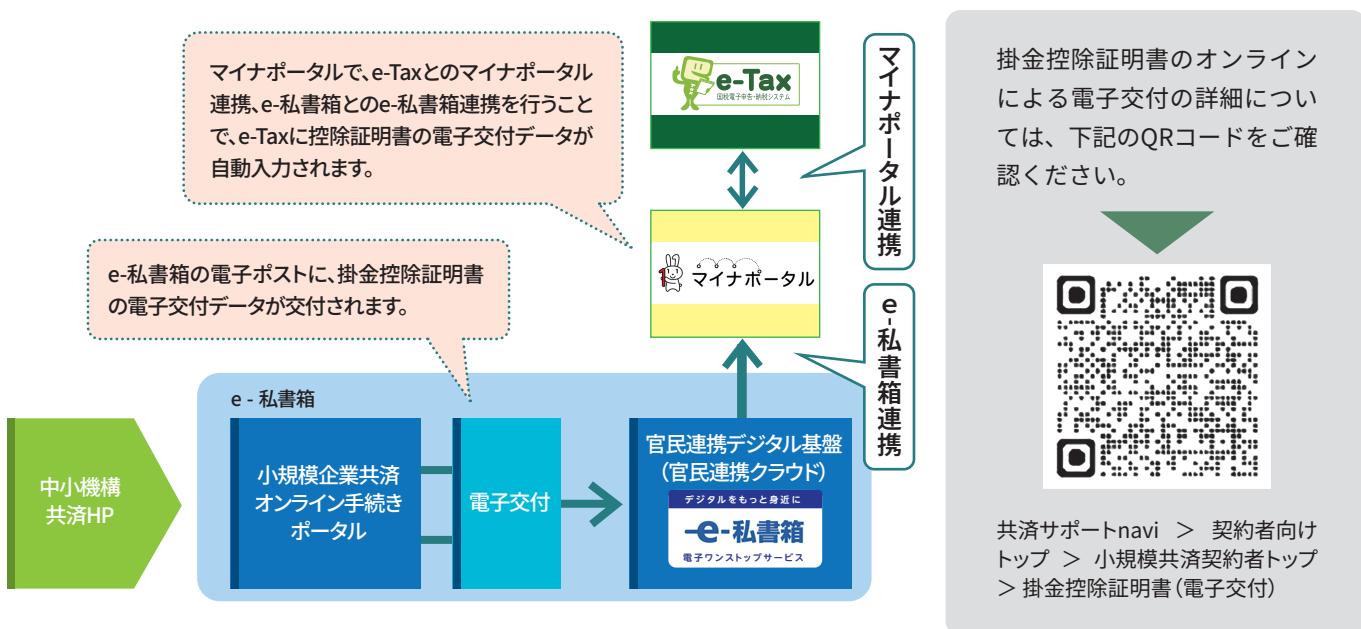
掛金控除証明書の電子交付のご案内

確定申告や年末調整で所得控除を申請される際に必要となる、令和7年『小規模企業共済掛金控除証明書』の電子交付についてご案内いたします。

令和7年11月発行対象者は、**11月20日（木曜）**までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」の利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、**11月24日（月曜）**に一括で電子交付されております。また、当該期日までに連携が完了していない令和7年11月発行対象者については、利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了次第、隨時電子交付されます。

令和8年2月発行対象者は、**2月中旬**までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」の利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、**2月中旬**に一括で電子交付されます。当該期日までに連携が完了していない発行対象者は上記と同様の流れにて、隨時電子交付されます。

なお、ハガキでの『掛金控除証明書』の「控除額」が記載されていない場合は、オンラインでの手続きが完了しても電子交付はされません。



掛金控除証明書の電子データのご利用方法について

● 電子データ（XMLファイル）としてご利用の場合

e-Tax利用の場合、添付書類としてオンライン送信できます。

● 印刷してご利用の場合

国税庁ホームページの「QRコード付証明書等作成システム」を使って、電子データ（XMLファイル）を印刷可能な形式（QRコード付PDFファイル）に変換し、印刷して利用できます。

※上記方法でQRコード付PDFファイルに変換したものではない場合、
控除証明書としては認められませんのでご注意ください。

詳細につきましては、国税庁のホームページをご確認ください。

控除証明書の発行について



国税庁ホームページ

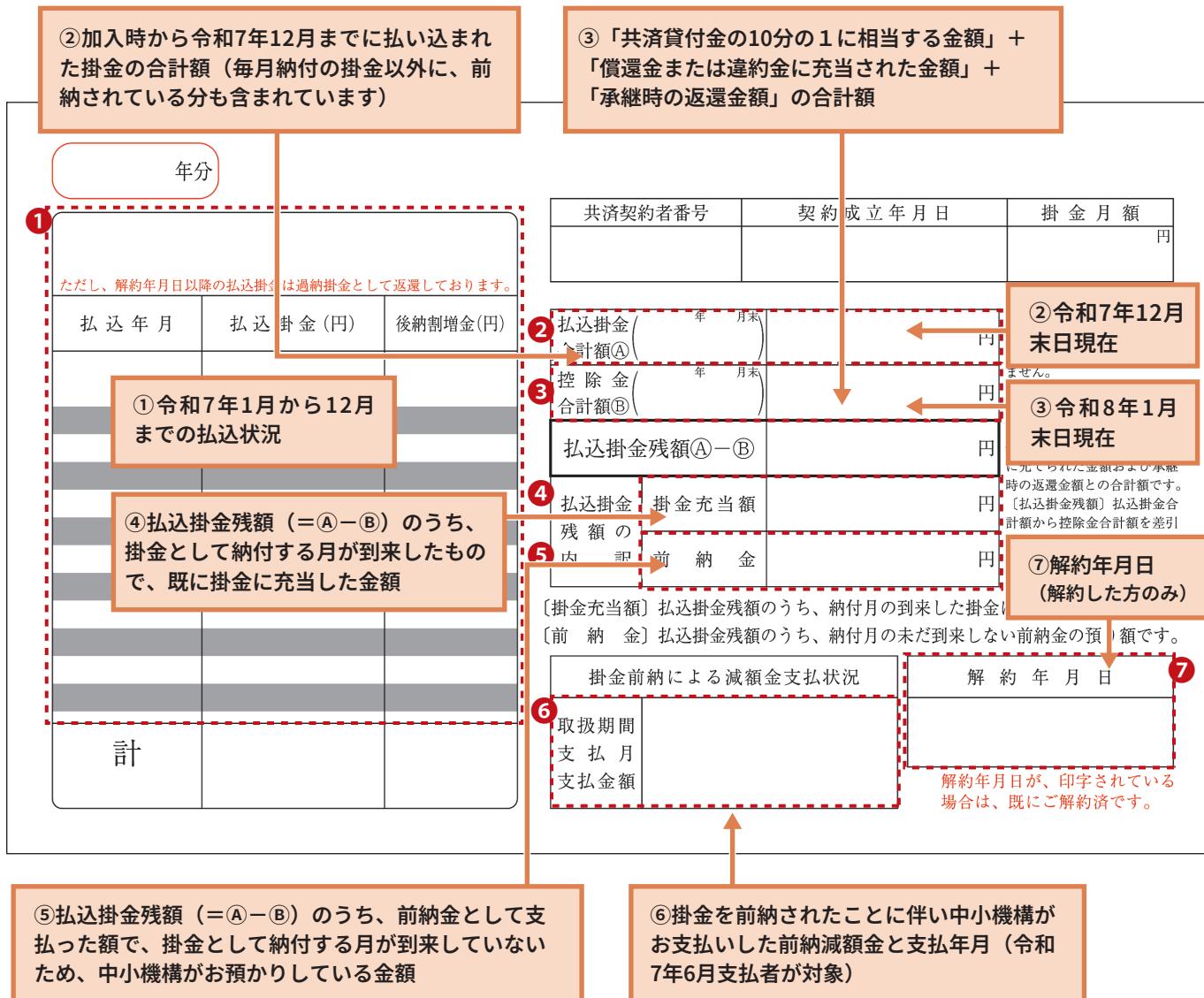


「掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」のご案内

令和7年12月末時点でご加入されている方の掛金納付状況を、令和8年3月より順次発送いたします。また、契約者貸付制度を利用いただける資格のある方には、貸付限度額を記載しております。貸付限度額の掲載に係る注意事項がございますので、ご契約者さまからの問い合わせをいただいた際には、下記の内容をご活用ください。

掛金納付状況のお知らせ(掛金納付状況兼領収書)の見方

毎年2月末までに、経営セーフティ共済のご契約者さまに「掛金納付状況のお知らせ」(掛金納付状況兼領収書)を発送しておりますが、その見方について中小機構あてにご質問をいただく場合があります。ご質問の多いところをまとめましたので、ご契約者さまからお問い合わせいただいた際にご活用ください。



「掛金納付状況のお知らせ」が届かない場合

ご契約者さまが事業所移転等をされた際に、中小機構に住所変更等の手続きをいただいているため、「掛金納付状況のお知らせ」が届かないことがあります。

「契約変更届出書（様式⑩113）」が経営セーフティ共済の変更届となっております。「契約変更届出書（様式⑩113）」をご提出いただくことで、次回からの通知物が変更先の住所に送付されます。登録取扱機関で所定の手続き後、右記に送付をお願いいたします。

「GビズIDプライム」のアカウントをお持ちのご契約者さまはオンライン手続きによる申請も可能です。

「契約変更届出書（様式⑩113）」等送付先

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
中小機構 共済事業グループ 倒産防止共済契約課あて

「掛金納付状況のお知らせ」に関するお問い合わせは、
共済相談室：TEL 050-5541-7171へご連絡ください。

不備照会対応にご注意を 「業種」に記載する事業内容は主たる業種の1種類です！

新規加入をする際に記載する様式⑩101内の[7]業種では、契約を希望される方の主たる業種の1種類のみ記載していただくことなっていますが、事業を兼業されていたり、昼夜にて事業内容が異なる（昼：飲食店（料亭）、夜：旅館）ケース等において、2種類以上の事業が記載され、不備照会対応となるケースがございます。契約申込書を受理する際や、記載方法をご案内する際はご注意ください。

なお、主たる業種の記載例は

- ・契約申込書 6ページ
- ・委託団体の事務取扱要領 35ページ
- ・代理店の事務取扱要領 38ページ

に記載があります。

併せてご確認をください。

正しい記載例

⑤	自 住 所	郵便番号	
		フリガナ	ト・ドウ・フ・ケン
⑦	業 種	漢 字	都 道 府 県
		飲食店	
＜「美容室」や「金型製造」など具体的にご記入ください。＞			
⑩	事業上 の地位	(11)個人事業主 (21)株式会社の役員 (22)有限会社の役員 (23)合資会 (13)個人事業主の共同経営者 (26)協業組合の役員 (27)土業法人	
⑪	事業主	郵便番号	—
			⑬ 事業主または会社等
			ト・ドウ・フ・ケン

不備照会となる記載例

⑤	自 住 所	郵便番号	
		フリガナ	ト・ドウ・フ・ケン
⑦	業 種	漢 字	都 道 府 県
		飲食店、旅館	
＜「美容室」や「金型製造」など具体的にご記入ください。＞			
⑩	事業上 の地位	(11)個人事業主 (21)株式会社の役員 (22)有限会社の役員 (23)合資会 (13)個人事業主の共同経営者 (26)協業組合の役員 (27)土業法人	
⑪	事業主	郵便番号	—
			⑬ 事業主または会社等
			ト・ドウ・フ・ケン

ご契約者さま個人情報の取扱につきまして

中小機構では、業務委託契約※を締結している委託機関（委託団体・代理店）の皆さんに対し、当該契約書第2条に基づき行う業務において取扱う個人情報の取扱につき、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」並びに関連法令等の規定及び趣旨に従い、令和5年1月24日付通知文書「23.01.23中機共推第2号『個人情報保護に関する取扱いについて』」にて、当該法令等及び関連事項の遵守並びに実施を通知しているところです。

※「小規模企業共済業務に関する業務委託契約書」、「中小企業倒産防止共済業務に関する業務委託契約書」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店契約書」、「小規模企業共済業務に関する業務委託団体復託契約書」または「中小企業倒産防止共済業務に関する業務委託契約復託契約書」にて、中小機構と業務委託契約を締結している中小企業団体、保険会社または金融機関

委託機関の皆さんにおかれましては両共済事業に関する事務取扱につき、引き継ぎ法の趣旨に沿ったご対応にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。本件に関連し、中小機構が委託機関の皆さんに保有個人情報の取扱等の状況に関する調査を実施させていただく場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



時機を逃さないコミュニケーションが 福井県の事業者に安心と豊かさをもたらす

福井市にある福井合同福祉協同組合は、福井県内の事業者を組合員とする協同組合です。税理士法人 合同経営会計事務所を母体としているため、合同会計グループの会計担当者と連携しながら、中小機構の共済制度の事業や団体総合保障制度の運営を担われています。

毎年両共済の加入実績上位にランクインする実績を誇るご担当者様に、その秘訣について詳しくお話を伺いました。

「攻め」の制度運営と顧客サポートで事業者の信頼を得る

Q. 毎年目覚ましい実績を上げておられますか? どのような施策を進めているのでしょうか?

A. 組合員の事業者様には、地場産業の小規模企業や中小の建設業が比較的多いのですが、そのような事業者様に直に接する会計処理の担当者が200人ほどおりまして、その担当者が事業者様の状況やご要望に応じて共済をご提案し、私たちに繋いでくれます。

私たちも元々会計の担当だったので、スムーズな形でおすすめできているのだと思います。

事業者様の多くは、実際に控除額がどれくらいになるのか、掛金がいくらだと20年後はどのくらいになるのか、など具体的な数字をお話しすると納得されやすいので、迅速にお答えできるよう常に準備しています。

新人が入る時期には、**入社3年目までの会計担当者を集めて説明会を実施**し、共済の知識をしっかりと付けてもらい、適切なタイミングでご提案できるよう、私たちからお話ししています。

地震や大雨の災害時には、**特例災害時貸付などの周知**もしていて、コロナ禍の時や能登地震の際には、速やかにお申込みいただけたので、経営のサポートができたと考えています。

毎年10月くらいの時期には、**初回口座振替に年内**



写真の奥・左側から 南保直樹専務理事、右側が清水俊裕理事長
手前左側から共済担当者、堅達糸枝さん、稻田多恵子さん

間に合うのはもう今月(加入)までですよ、とか昨年「年払い」を選択された方向けに、**今年の口座引落しができる**よう事前に声掛けを、などのリマインドも実施しています。

Q. 先手を打つコミュニケーションですね共済に加入されたお客様からはどんなお声が聞かれますか?

A. やはり安心感が大きいようです。いろいろな保険・金融商品がある中で、国が管轄しているからこそ選んでいるという印象です。

小規模企業共済に長期で加入している方は、共済金を将来もらえる**大事にとっておいてある資金**とお考えで、それがあるからこそ**納得・安心して事業を継続できる**、とおっしゃっています。将来受け取れる見込みの金額を聞いて、安心して帰られる方もよくいらっしゃいます。

Q. これから力を入れたいことはありますか?

A. オンライン手続きをサポートしたいと思っています。ありがたいことに「ここに来れば教えてくれるんでしょう」という事業者様もいらっしゃるので、この事務所で**オンライン手続きの最初のハードルを越えるお手伝い**が出来ればと考えています。

確定申告書を会員と一緒に見られる機会だからこそ 「超多忙」な時期でもその場で手続きしています

千葉県成田市周辺の7市2町(成田市、富里市、佐倉市、八街市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町)を担当エリアとする成田青色申告会。農業事業者も多いこの地域で3,000に上る会員数を有するこの会では、税や確定申告について意欲的な情報発信をし、存在感を高めて来られました。

小規模企業共済は、事務局長を中心とするスタッフ全員が一丸となって、会員におすすめしているとのこと。加入増加率を高めている取組みについて、制度を担当して約20年になる、事務局長の高橋様にお話をうかがいました。



↑「知らないなんてもったいない」のコピーを指さす高橋寿明事務局長

「知らないなんてもったいない」から 「知ってもらう」活動を徹底

Q. 今年度も順調に実績を上げておられますか、どのような取組みをされているのでしょうか?

A. 私たちの活動の根幹は、地域の事業者様にいろいろな情報を「知ってもらう」ことで、経営をサポートしていくことだと思っています。今は「知らない」ことがリスクにつながってしまうので、有効な情報はどんどん発信しています。

税理士による無料相談会を開催したり、地域の産業祭などで税についてのアトラクションをしたり、対象広く広報活動しています。会員向けにはほぼ毎月情報紙を作成し、税務署からのお知らせや確定申告の準備についてなど、経営に役立つ情報を郵送で会員にお届けしています。その中で小規模企業共済などの制度の情報も都度掲載しています。

小規模企業共済は加入者にとってメリットが多いですから、優先順位高くご案内しています。これから確定申告時期に入りますが、会員と直接向き合うので、おすすめするのには最適なタイミングなんです。

Q. 最適とはいえる2~3月の確定申告時期は、文字通り「超多忙」なのではないでしょうか?

A. 確かにそうなのですが、確定申告書を会員と一緒に見ているときに、小規模企業共済等掛金控除欄



↑ほぼ毎月会員に郵送している情報紙『ブルー成田』

に数字がない方は未加入なので、利益が出ていれば積極的にお話します。加入すると来年は控除がこうなります、と数字を具体的にお話しできるので、メリットが伝わるんですね。その時に印鑑をお持ちだったらそのまま加入手続きまでしますし、もしあ持ちでなかつたら4月にまた来てください、とお約束しています。

Q. 繁忙期にさらに仕事を増やすモチベーションは何に支えられているのでしょうか?

A. 会員にとって何がいいことなのかという視点だと思います。小規模企業共済をとても良い制度だと思っているので、気に入った音楽を友人にすすめるのと同じ気持ちでお話しています。このパンフレットのコピーにもあるように「知らないなんてもったいない」、本当にそう思っています。

オンラインで利用可能な手続きが拡充されました

小規模企業共済および経営セーフティ共済におけるオンライン手続きが、令和7年9月より拡充されました。新たに追加された項目は下記の通りです。

※詳細につきましては、商工共済ニュース2025年秋号に掲載しております。



小規模企業共済で追加されたオンライン手続き

- ① 共済金請求手続き 契約者様ご本人からの請求ができるようになりました。
- ② 解約手当金請求手続き 契約者様ご本人からの請求は全てできるようになりました。
- ③ 掛金納付月数通算手続き 同一人通算（通算元または通算先が共同経営者のもの以外の通算手続き）ができるようになりました。

経営セーフティ共済で追加されたオンライン手続き

- ① 任意解約手続き 契約者さまご本人※からの請求ができるようになりました。
※11：個人事業主の任意解除、12：法人の任意解除
※代理人弁護士等からの請求はできません。

商工共済ニュース発行通知登録フォームのお知らせ

商工共済ニュースをタイムリーにご参照いただくために、発行時にお知らせをお送りする仕組みをご用意いたしました。発行時の通知をご希望される場合には、以下のフォームに、**委託機関さまの情報及び通知を受け取るメールアドレス**のご登録をお願いいたします。

商工共済ニュース発行通知登録フォーム

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/questions/cdee0820a7ea42f1b3d5f379f942680b>

参加申込情報入力

入力内容を確認してください。内容が正しければ画面下部の「内容確認へ」ボタンをクリックしてください。

商工共済ニュース発行通知 お申し込みフォーム

「商工共済ニュース」発行通知希望

各項目に必要事項をご入力いただき、「内容確認」ボタンを押してください。
ご入力を確認後、担当部署よりご入力いただいた「メールアドレス」宛に、商工共済ニュース発行時に通知をお送りいたします。

委託機関種類 どちらか選択してください	必須	委託団体：商工会、商工会議所、中小企業団体（協同組合）、青色申告会、損害保険代理店など
委託機関番号 (半角英数)	必須	委託代理店：銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合 ○ 委託団体 ○ 委託代理店（金融機関）
団体番号：(アルファベット1文字を含む半角英数6桁または9桁) 例：○○A×××（商工会の場合）、□□B●●●（商工会議所の場合） 代理店番号：(金融機関コードと同じ) 4桁		
委託機関名称	必須	
氏名（姓）	必須	

共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、中小機構ホームページ内の「お問い合わせフォーム」や「よくある質問」をご利用いただくか、共済相談室にお電話下さい。

共済相談室（平日9時～17時） **050-5541-7171**

共済サポートnavi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/call/>

